

やまとの水認定書交付要領

平成 3 年 12 月 16 日制定

平成 20 年 1 月 11 日一部改正

(目的)

第 1

この要領は、水環境の保全状況が優良な水について「やまとの水」として認定することにより、これを広く県民に紹介し、水環境保全のための活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2

この要領において「やまとの水」とは、湧水、河川、湖沼、滝、溪谷等であって、水環境が優良なもののうち、奈良県環境審議会水質部会の審議を経て選定されたものをいう。

第 3

やまとの水の認定は、知事から水の存在する市町村に対して、別紙様式に定める認定書を交付することにより行うものとする。

(認定の取り消し)

第 4

知事は、認定を行った「やまとの水」について、水環境が著しく悪化した場合、又はその他の場合でこの要領の目的に照らし支障があると認められるときは、当該水の存在する市町村の意見を聴いた上で、認定を取り消すことが出来るものとする。

(その他)

第 5

この要領を実施するのに必要な事項については、環境政策課長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成 3 年 12 月 16 日から実施する。

(附則)

この要領は、平成 20 年 1 月 11 日から実施する。